

- 6、協同組合組織の促進
 - 7、協同組合による生産物の特別運賃制の確立
 - 8、農民組合の参加による重要農産物の専賣制の實施並に農産物價格の公定制の樹立
 - 9、副業高度化
 - 10、農會の占領
- (三) 農村生活の改善
- 1、農村税制の改革 (イ) 地租所得税、營業收益税、相續税の免稅點引き上げ並に高率果進賦課 (ロ) 土地増加税、不在地主税、未開發地稅、相續稅附加税の制定 (ハ) 消費稅の廢止 (ニ) 家屋稅府縣營業稅、特別地稅、諸車稅、牛馬稅並に戸數割の廢止
 - 2、農民衛生及び社會施設の確立 (イ) 無料診療所の設置 (ロ) 無料托兒所の設置 (ハ) 軍務期間兵士の家族生活の國家保證並に軍務による失職傷病、廢疾、戰死の國家賠償制の獲得 (ニ) 農業保險制の確立、
 - 1、養蠶、農作物、家畜保險制の獲得、2、農民養老年金制の確立
 - 3、農業金融制度の確立 (イ) 國立農業信用銀行制度の創設 (ロ) 大藏省豫金部資金の地方還元

- 4、農村教育制度の改革 (イ) 勞働農民學校の公認 (ロ) 義務教育費全額國庫負擔 (ハ) 學用品、兒童給食の國庫負擔 (ニ) 農村圖書館の設置 (ホ) 青年團自主化、青年訓練所の廢止
- (四) 農村政治制度の改革
- 1、滿十八歲以上の男女による大選舉區比例制及び職能代表選舉制の獲得
 - 2、地方自治制の確立 (イ) 府縣知事及び市町村長の直接選舉制の獲得 (ロ) 府縣知事原案執行權の廢止、
 - (ハ) 行政警察權の市町村自治體への移管
 - 3、農村巡回裁判制の創設
 - 4、無產者訴訟費用の國庫負擔
 - 5、治安維持法、治安警察法、警察犯處罰令、違警罰即決例、暴力行為取締令、盜犯防止法及び農民運動取締府縣令其他暴壓諸法令の撤廢
- スローガン
- 土地を耕す者へ！
完全小作法の獲得！
完全小作組合法の取取！
養蠶保險法の獲得！

公費による農業の機械化！
大衆負擔惡税の撤廢！
十八歲以上の男女に選舉權！
勤勞無產者養老年金制の確立！
國立農業銀行の設立！
全義務教育費用國庫負擔！

八、小作法案

九月十三日の農村委員會議及び十一月二日の勞農會議にて可決せるもの左の如し

第一章 小作法

第一節 小作權の範圍

第一條 本法に於て小作權と稱するは永小作權又は耕作若くは牧畜を目的とする土地の賃借權及農業者が農業上使用收益する宅地、採薪地、採草地其他の土地立木並に建物其他の工作物の賃借權を謂ふ。

第二條 他人の土地に於て耕作又は牧畜をなす權利にして永小作權なりや否やに付き争あるときは永小作權たる小作權と推定す

第二節 小作權の對抗力

第三條 小作權は其の登記なきも小作地の引渡ありたるときは爾後其の小作地につき物權を取得したるものに対しても其の効力を有す

第三節 小作權の存續期間

第四條 小作權の存續期間は十年以上五十年以下とす但し開墾開拓等に因り缺下年限の定ある場合に於ては其の小作權存續の最長期間は其の年限の期間に五十年を加へたるものとす

第五條 地主が自己又は其家族に兵役疾病其他已むを得ざる事由あるに因り十年以内に自作の必要あること明確なる場合に限り小作審判所の判定を以て十年以下の小作權を設定することを得

第六條 賃借權たる小作權にして其の存續につき争ある場合はその争に關する判決の確定するまで小作權は尙存續するものとん。

第四節 小作契約の更新

第七條 地主が小作地を自己及家族の勞力により自作するの必要ある場合に於て期間滿了の時より少くとも二ヶ年前に其の更新を拒否することを小作人に通知したる